

# 安芸太田町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 10 月  
安芸太田町教育委員会  
(令和 5 年 1 0 月改正)

## 1.プログラムの目的

平成 24 年 4 月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生しました。

このことから、文部科学省・国土交通省・警察庁が連携して対応策を検討し「通学路における緊急合同点検実施要領」を作成し、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全策を講じるよう、各省庁から関係機関へ依頼（文科省から都道府県教委へは平成 24 年 5 月 30 日 24 ス学健第 6 号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）がありました。

これを受け、安芸太田町では平成 24 年 10 月 19 日に関係機関（広島県西部建設事務所安芸太田支所、山県警察署、町建設課、教育委員会、学校職員等）と連携し、町内 7 つの小學校区ごとに合同で緊急点検を実施しました。その結果、危険箇所 19 ヶ所が歩道等の整備の対策が必要であることが明らかになり、対策が必要な箇所に対して対応策を実施し安全を確保しました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、また子どもたちの登下校時の安全安心確保のため、「安芸太田町 通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組の方針～」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

【参考 通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）】

**平成 24 年度文部科学省交通安全業務計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）（抄）**

市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求める。また、前途の報告をもととし、必要に応じ、管内国公立の学校の通学路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

**学校保健安全法（昭和 33 年 4 月 16 日法律第 56 号）**

（学校保健安全計画の策定等）

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

**交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和 41 年 4 月 1 日政令第 103 号）**

第 4 条 法第 6 条第 3 項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 1 児童又は幼児が小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 2 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

**交通安全対策基本法（昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号）**

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の実情に応じた施策し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者の責務）

第 5 条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

## 2.通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「通学路安全推進会議」を設置しました。

### 【構成員】

広島県西部建設事務所安芸太田支所、山県警察署、安芸太田町建設課、安芸太田町教育委員会、学校長、PTA、地域住民等

### 【推進体制】

多様な主体が連携して児童生徒の登下校時の安全を確保していきます。

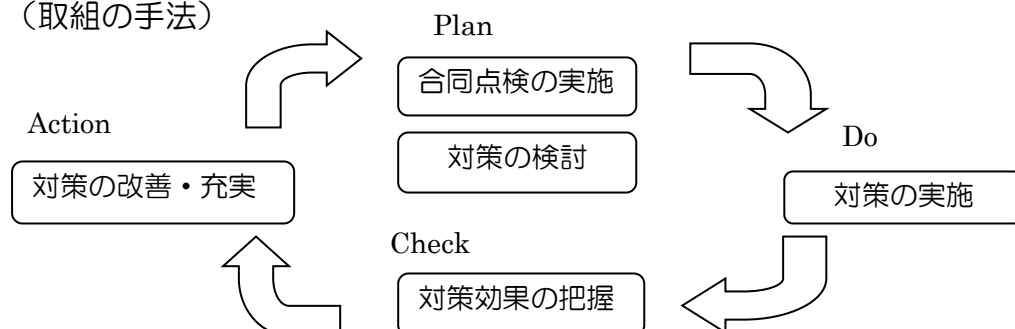
- (ア) 安芸太田町教育委員会は、学校の安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
- (イ) 道路管理者（広島県西部建設事務所安芸太田支所、安芸太田町建設課）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。
- (ウ) 山県警察署は、児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締などに取り組みます。
- (エ) 学校は、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。
- (オ) PTA、地域住民等は、通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育などを行います。

## 3.取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を必要に応じ実施するとともに対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

(取組の手法)



## (2) 具体的な取り組み

### 【合同点検の実施と対策の検討 (Plan)】

- 通学路を定期的に点検するため、町内を旧町村の3つのブロック（加計・筒賀・戸河内）に分け、3年で1サイクルとなるよう実施します。
- 合同点検を実施しないブロックは、各校で通学路点検を実施し、必要に応じて安芸太田町教育委員会へ報告します。
- 合同点検は、対象地区の学校、PTA、広島県西部建設事務所安芸太田支所、山県警察署、町建設課、町教育委員会が参加して行うことを基本とします。
- 合同点検実施後、即日、対応策の方向性を協議する検討会議を開催します。
- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置などのハード対策や交通規制や交通安全教育などのソフト対策など、効率的・効果的である具体的な実施メニューを検討します。

### 【対策の実施 (Do)】

- 対策が円滑に進むよう関係者間で連携します。

### 【対策効果の把握 (Check)】

- 合同点検等の結果に基づく対策の実施後、各箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、または児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認します。

### 【対策の改善・充実 (Action)】

- 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

### 【スケジュール】

時期	内容	備考
6月	通学路にかかる点検箇所の報告について（依頼）	教育委員会⇒学校
7月	学校からの報告集約	学校⇒教育委員会
8月～10月	合同点検の実施 通学路安全推進協議会 • 対策箇所の検討 • 施策の検討 • 対策依頼 通学路の危険箇所と検討結果の公表	

10月～	対策実施	関係機関
2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策効果の把握</li> <li>・対策の改善、充実</li> </ul> 通学路の危険箇所と対策結果の公表	建設課・教育委員会

#### 4.箇所図・箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧」及び「対策箇所位置図」を作成し、公表します。

平成26年10月 作成  
令和 5年10月 一部改定